

令和7年度

♥新婚生活を応援します♥

土浦市結婚新生活支援事業補助金のご案内

○対象となる方

対象となる世帯は、次の全ての条件を満たす世帯です。

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出していること
- 補助金の申請時点で本市に住民票があること
- 夫婦の所得の合計が500万円未満であること

※所得が500万円以上で、貸与型奨学金を返済中の方は以下の方法で所得を算出します。

計算式：(夫婦の合計所得) - (R6.1からR6.12までの奨学金返済総額) ※7月以降の申請の場合

- 婚姻届提出時点で夫婦いずれも満39歳以下であること
- 市税及び国民健康保険税の滞納がないこと
- 夫婦の一方又は双方が、過去に国の結婚新生活支援事業に基づく補助を受けていないこと

○対象となる経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、結婚に伴い支払った以下の経費

- ・市内で新たに住宅を賃借する際に要した敷金、礼金、仲介手数料
- ・市内の住宅に引越しをする際に、引越業者又は運送業者に支払った引越費用
(家具等の処分費用等を除く)

○補助額

- ・夫婦ともに婚姻日の年齢が29歳以下の世帯 → □上限60万円(千円未満切り捨て)
上記以外の世帯 → □上限30万円(千円未満切り捨て)

○申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

○提出書類

- 申請書(こども政策課窓口又は右の二次元コードから取得できます。)
- 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本(全部事項証明書)
- 土浦市の住民票謄本又は抄本
- 夫婦の所得証明書 ※申請時期によって必要な証明書の年度が異なります。
 - 令和7年6月30日までに申請 → □令和6年度の所得証明書
 - 令和7年7月1日以降に申請 → □令和7年度の所得証明書
- 夫婦所得が500万円を超える場合の場合は、奨学金を返済中の方 : 奨学金の返済金額がわかる書類
- 賃貸初期費用の補助を申請する方 : 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し
- 引越費用の補助を申請する方 : 引越費用に係る領収書及び明細がわかる書類の写し



【お問い合わせ・申請先】

土浦市役所 こども政策課 こども企画係 ☎029-826-1111(内線) 2280